

## 深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

令和6年4月8日市長決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（令和4年深谷市条例第1号）の理念に基づき、性的指向及び性自認に係る性的少数者の人権が尊重され、多様な生き方を選択でき、自分らしく暮らせる社会の実現に寄与することを目的とし、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 双方又は一方が性的指向及び性自認に係る性的少数者である2人が、互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行っている関係又は行うことを約した関係をいう。

(2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、市長に対し、双方が互いのパートナーである旨を誓うことをいう。

### (宣誓の対象者)

第3条 宣誓することができる者は、次のいずれの要件にも該当する者とする。

(1) 成年であること。

(2) 市内に住所を有している又は宣誓の日から3か月以内に転入を予定していること。

(3) 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）及び宣誓をしようとする相手以外にパートナーシップにある者がいないこと。

(4) 宣誓をする者同士が、民法（明治29年法律第89号）

第734条及び第735条の規定により婚姻することができないとされている者同士でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、市職員の面前において、パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、市長に提出するものとする。

2 宣誓をしようとする者の一方又は双方が自ら宣誓書に記入することができないときは、宣誓をしようとする者及び市職員の立会いの下で、これを代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、次に掲げる書類（宣誓をする日前3か月以内に発行されたものに限る。）を宣誓書に添えて提出するものとする。

(1) 住民票の写し（市内への転入を予定している場合にあっては、その事実が確認できる書類）

(2) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書その他独身であることが確認できる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

4 市長は、第1項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次のいずれかの書類の提示を求めるものとする。

(1) マイナンバーカード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 前3号に掲げるもののほか官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか市長が適当と認める書類

5 第1項の規定による宣誓を行う場合において、市長が特に理由があると認めるときは、氏名と併せて通称（氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することが

できる。

（証明書等の交付）

第5条 市長は、前条第1項の規定により宣誓がされた場合において、当該宣誓をした者が第3条各号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓をした者に対し、パートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第3号。以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。

（証明書等の再交付）

第6条 前条の規定により証明書等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、紛失、毀損等の事情により証明書等の再交付を希望するときは、市長に対し、パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。

（宣誓事項の変更）

第7条 宣誓者は、パートナーシップ宣誓書に記載した事項に変更があった場合（第9条各号に掲げる場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に市長が必要と認める書類を添えて市長に届け出なければならない。

（継続の申告）

第8条 本市がパートナーシップ宣誓制度の連携に関する協定を締結している自治体（以下「協定自治体」という。）から本市へ転入した者（以下「転入者」という。）は、パートナーシップ宣誓継続届（様式第6号。以下「継続届」という。）を市長に提出することにより、パートナーシップを継続することができる。

2 継続届には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1） 協定自治体の証明書等パートナーシップの宣誓をしていることがわかる書類

(2) 第4条第3項第1号に掲げる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 パートナーシップの継続については、第4条第4項及び同条第5項の規定を準用する。

3 市長は、継続届が提出された場合において、転入者が第3条各号に掲げる要件を満たしているとき、転入者に対し、証明書等を交付するものとする。

4 市長は、前項の規定により、転入者に証明書等を交付したときは、転出元である協定自治体に対し、深谷市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書（様式第7号）及びパートナーシップ宣誓継続届の写しにより、その旨を通知するものとする。

（証明書等の返還）

第9条 宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓証明書等返還届（様式第8号）を市長に提出し、証明書等を返還しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき。（宣誓者が協定自治体へ転出した場合において、当該協定自治体から通知があった場合を除く。）

(4) その他宣誓の対象者に該当しなくなったとき。

（自治体間での連携）

第10条 パートナーシップ宣誓制度の連携に関し、必要な事項は、協定自治体との協定で定める。

2 市長は、協定自治体以外からの転入者について、転出元自治体の証明書等により宣誓の事実が明らかであり、かつ、パートナーシップを継続して証明することが、深谷市性的指向及び性自認の多様性を理解し尊重する社会の推進に関する条例（令和4年深谷市条例第1号）の目的及び本要綱の趣旨に照らして必要であると認めるときは、本要綱の規定を準用することができる。

(周知啓発)

第 1 1 条 市は、パートナーシップの宣誓の趣旨が適切に理解され、公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めるものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 2 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 2 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

## パートナーシップ宣誓書

（提出先） 深谷市長

私たちは、深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓します。

年 月 日

	宣 誓 者	宣 誓 者
フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
連 絡 先		

※代書の場合

（代書者）氏名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

様式第2号（第5条関係）



## パートナーシップ宣誓証明書

\_\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様  
\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、  
パートナーシップの宣誓をされたことを証明します。




パートナーシップ宣誓日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 第 \_\_\_\_\_ 号



深谷市長

様式第3号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ宣誓証明カード 	
本人	パートナー
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生
深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証明します。	
 宣誓日 令和 年 月 日 第 号	
	深谷市長 小島 進 

（裏面）

この証明カードは、法律上の効果が生じるものではありませんが、お2人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを深谷市として証するものです。	
この証明カードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。	
この制度を利用していることについては、本人の同意なく口外しないようお願いいたします。	
戸籍上の氏名（通称名使用時）	
本人	パートナー
_____ 様	_____ 様
年 月 日生	年 月 日生



様式第4号（第6条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書

年 月 日

（提出先）深谷市長

（申請者）住所 \_\_\_\_\_

氏名（通称） \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日付けで交付されましたパートナーシップ宣誓証明書等の再交付を受けたいので、深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第6条の規定により、申請します。

1 再交付を申請する書類（該当するものにをしてください。）

- パートナーシップ宣誓証明書
- パートナーシップ宣誓証明カード

2 再交付を申請する理由（該当するものにをしてください。）

- 紛失
- 毀損
- その他（ ）

市使用欄

氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ ）
氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ ）

様式第5号（第7条関係）

パートナーシップ宣誓事項変更届

年 月 日

（提出先）深谷市長

（届出者）住所 \_\_\_\_\_

氏名（通称） \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第7条の規定により、以下のとおり変更があったことを届け出ます。

変更内容

該当するものにをし、変更内容を記載してください。

住所 氏名 その他（ \_\_\_\_\_ ）

	変 更 後	変 更 前
住 所		
戸 籍 上 の 氏 名		
そ の 他		

市使用欄

氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）
氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）

様式第6号（第8条関係）

パートナーシップ宣誓継続届

（提出先） 深谷市長

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定により、転出元の自治体において宣誓証明書等に類する書類を交付されたこと及びパートナーシップにあることを維持していることを申告します。

年 月 日

フリガナ		
氏 名		
フリガナ		
通称の場合 戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所		
旧 住 所		
連 絡 先		
<input type="checkbox"/> 本申請書の写し及び証明書等を交付したことを転出元自治体へ通知することに同意いたします。 <input type="checkbox"/> 深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第3条に規定する宣誓の対象者であることを確認したうえで申請します。 ※同意する場合は <input checked="" type="checkbox"/> してください。同意されない場合は手続きができません。		

※代書の場合

（代書者）氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

様式第7号（第8条関係）

深谷市パートナーシップ宣誓継続申告に係る通知書

深人権発第 号  
年 月 日

市（町）長 殿

深谷市長

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条の規定により、貴市（町）より本市に転入された方から別添パートナーシップ宣誓継続届による申告があり、同書類に記載の者へパートナーシップ宣誓証明書等を交付しましたので通知します。

添付書類：パートナーシップ宣誓継続届（写）

様式第8号（第9条関係）

パートナーシップ宣誓証明書等返還届

年 月 日

（提出先）深谷市長

（届出者）

住所 \_\_\_\_\_

氏名（通称） \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名（通称） \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

深谷市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定により、パートナーシップ宣誓証明書等を返還します。

返還の理由（該当するものにをしてください。）

- パートナーシップの解消
- 宣誓者の死亡
- 深谷市からの転出
- その他宣誓の対象者に該当しなくなった

（ \_\_\_\_\_ ）

市使用欄

氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）
氏名		マイナンバーカード・運転免許証・旅券・その他（ _____ ）